

品目別レポート（その他のアルコール『ぶどう酒』）

■品目説明

ぶどう酒（ワイン）には、①発泡性のシャンパンなどの「スパークリングワイン」、②ブランデーなどでアルコールを補強した「シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒」、③非発泡性の普通のワインである「その他のぶどう酒（2リットル以下の容器入り）」、④びん詰ぶどう酒の原料として使用されるもので、通常バルクワインと称する「その他のぶどう酒（150リットル超の容器入り）」、⑤通常グレープマストと称する「ぶどう搾汁」、⑥ぶどう酒に草根木皮などで香味付けをした「ベルモット類」がある。

日本の酒税法上は、ぶどう酒などの「果実酒」（果実を原料として発酵させたアルコール分が20度未満のものなど）と、果実酒にブランデーなどの蒸留酒や糖類を加え、甘味をもつように醸造された「甘味果実酒」（ポートワイン、シェリー、マデイラ酒など）に分けられている。

WTO（世界貿易機関）加盟国は、限定された地域で生産・加工・調製されるぶどう酒および蒸留酒の地理的表示の保護を義務付けている（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定/TRIPS協定）。例えば、ワインのボルドー、シャブリのように、地理的・歴史的環境から生じる独自の品質や特徴をもつ産品を、確実かつ強力に保護しようとするものである。「ぶどう酒」については、国税庁にて、山梨、北海道、山形、大阪、長野が地理的表示（GI）の保護対象になっている

国税庁は15年10月に「日本ワイン」の定義を明確化するルールを策定し、国産ぶどうのみを原料として日本国内で製造されたワインだけが「日本ワイン」と呼べるようにすることとなった。これによって輸入果汁などから造られる「国内製造ワイン」との区別が明確になり、「国内製造ワイン」の場合は「濃縮果汁使用」などのラベル表示が義務付けられる。本表示基準は告示の日（15年10月30日）から3年間の経過期間を経て施行された（18年10月30日）。

国税庁の「酒税課税状況表」（速報値）によれば、日本のワインの需給動向は、20年度の国産ワイン出荷数量（12万6,510キロリットル）と輸入ワイン引取数量（22万1,843キロリットル）の合計は前年度比7.2%減の34万8,353キロリットルとなった。

▼表1: 日本の果実酒の供給

（単位：kℓ、%）

	2018年度	2019年度	2020年度	前年度比
果実酒合計	354,589	375,402	348,353	△ 7.2
国産	118,795	121,738	126,510	3.9
輸入	235,794	253,664	221,843	△ 12.5
合計	354,589	375,402	348,353	△ 7.2

（注）1. 年度は4～3月。

2. 2020年度は速報値。

3. 数値は、国税局の課税移出数量を「国産」、税関の課税数量を「輸入」とした。

（出所）国税庁「酒税課税状況表」

■貿易概況

20年のぶどう酒(ワイン)の輸出額は、前年比105.9%増の328万ドル、輸出量は同77.8%増の237キロリットルと金額、数量いずれも増加となった。

表2：日本のワイン輸出

(単位：ドル、キロリットル、%)

	2018年		2019年		2020年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
香港	953,620	10	519,386	18	1,027,139	64	97.8	252.1
台湾	776,941	165	320,640	49	679,696	101	112.0	105.7
中国	247,060	14	159,604	12	607,642	23	280.7	94.2
米国	19,314	1	24,691	1	187,721	1	660.3	△ 46.9
シンガポール	164,833	7	117,730	6	172,364	7	46.4	8.6
全世界	2,537,238	229	1,594,846	133	3,283,761	237	105.9	77.8

注：対象はHSコード 2204、2205.10、2205.90（2020年の定義見直しにより「ベルモット」含む）

出所：Global Trade Atlas（IHS Markit）より作成

輸出相手国・地域別に輸出額をみると、1位は香港で前年比97.8%増の102万ドル、数量ベースでは同252.1%増の64キロリットル、2位は台湾で67万ドル(112.0%増)、3位は中国で同280.7%増の60万ドルとなった。日本のワイン輸出は金額、数量ともにまだ小規模なこともあって年による変動が著しい。日本固有のぶどう品種として10年に白ワイン用の「甲州」、13年に赤ワイン用の「マスカット・ベリーA」が国際ぶどう・ワイン機構(OIV)にワイン用ぶどうとして登録されたことにより、EUへ輸出するワインのラベルにこれら品種名を記載できるようになった。

また、19年2月1日に発効した日EU経済連携協定(EPA)の枠組みでは、日本産ワインに対してEU側の関税が即時撤廃されるほか、EUワイン醸造規則によらず日本ワインであれば輸出が可能となることや日本が指定したGI(地理的表示)がEUでも保護されることなどが取り決められた。

■海外事情

●香港

20年のワインの輸入をみると、輸入額は前年比13.9%減の9億6,872万ドル、輸入量は同8.1%減の3万7,855キロリットルとなった。主要相手国別にみると、1位はフランスで前年比11.0%減の6億2,880万ドル、数量ベースでは同10.5%減の1万1,190キロリットルとなった。2位はオーストラリアで前年比10.2%減の1億637万ドル、3位は英国で同15.4%減の8,833万ドルとなった。日本は15位で、前年比12.4%減の159万ドル。香港において、日本産のワインの知名度はまだ低く、地道な啓蒙活動が必要である。

表3：香港のワイン輸入

(単位：ドル、キロリットル、%)

	2018年		2019年		2020年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
フランス	993,912,684	16,491	706,818,135	12,501	628,807,374	11,190	△ 11.0	△ 10.5
オーストラリア	203,436,613	12,520	118,493,521	10,313	106,378,016	10,184	△ 10.2	△ 1.2
英国	131,366,823	1,115	104,474,360	873	88,337,328	769	△ 15.4	△ 11.9
米国	62,498,270	6,726	80,092,911	5,664	50,951,492	6,790	△ 36.4	19.9
イタリア	36,429,006	3,164	29,944,924	2,699	27,168,786	2,393	△ 9.3	△ 11.4
日本 (15位)	1,407,634	64	1,822,597	29	1,596,125	184	△ 12.4	525.5
全世界	1,538,936,415	51,266	1,124,515,522	41,174	968,729,869	37,855	△ 13.9	△ 8.1

注：対象はHSコード 2204、2205.10、2205.90 (2020年の定義見直しにより「ベルモット」含む)

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

香港から中国本土にワインを輸出する場合、従来の深圳および広州に加え、15年には新たに北京、天津、上海でも通関手続きの簡素化が適用された。これは、迅速な通関とコスト削減につながることから、ワイン流通のハブとしての香港の優位性が高まり、香港を経由した中国向けワイン輸出のさらなる円滑化が期待されている。

香港の飲食店では西洋レストランのみならず、多くの中華レストランでワインが取り扱われている。白ワインより赤ワインの方が人気だ。これは、赤ワインが脂系の料理が多い中華料理に合うこと、健康意識の高まりによるポリフェノールへの関心の高さなどが理由として挙げられる。小売りにおいてもスーパーマーケットの酒類の棚の大半をワインが占めるほか、街中にはワイン専門店も多い。

なお、香港では08年にアルコール度数30%以下のアルコール飲料については、物品税の撤廃とともに、輸出入、製造、保存、運搬にかかるライセンス・許可制度が廃止となった。

●台湾

表4：台湾のワイン輸入

(単位：ドル、キロリットル、%)

	2018年		2019年		2020年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
フランス	118,721,958	6,238	118,597,230	5,988	123,804,939	5,349	4.4	△ 10.7
米国	19,626,049	1,292	20,252,218	1,326	22,935,474	1,355	13.2	2.1
イタリア	18,659,630	2,132	17,254,077	2,098	21,464,751	2,558	24.4	22.0
オーストラリア	16,452,517	2,200	14,710,060	2,324	12,806,601	2,410	△ 12.9	3.7
スペイン	13,912,195	4,565	12,396,170	3,632	11,161,731	2,870	△ 10.0	△ 21.0
日本 (12位)	855,248	164	625,248	120	746,606	104	19.4	△ 13.3
全世界	215,507,098	21,618	210,770,908	20,473	217,539,742	19,268	3.2	△ 5.9

注：対象はHSコード 2204、2205.10、2205.90 (2020年の定義見直しにより「ベルモット」含む)

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

20年の輸入額は前年比3.2%増の2億1,753万ドル、数量は同5.9%減の1万9,268キロリットルとなった。主要相手国別にみると、1位はフランスで前年比4.4%増の1億2,380万ドル、2位は米国で同13.2%増の2,293万ドル、3位はイタリアで同24.4%増の2,146万ドルとなった。日本は12位で前年比19.4%増の74万ドル、数量ベースでは同13.3%減の104キロリットルだった。

台湾では台湾産を使ったワインも少量生産されているものの、消費市場で流通しているワインのほとんどは輸入ワインである。ワインはアルコール度が比較的低いうえ、ポリフェノールが豊富で健康に良いイメージもあり、順調に拡大している。台湾で飲まれているワインは常温で飲める「赤」が主流。赤ワインは油分の多い台湾の料理に合うことと、酒を冷やして飲む習慣がないので、赤・白の比率は約5：1で赤ワインが圧倒的である。

台湾でもワインは伝統的に欧州産が強いが、近年はオーストラリア、チリ、南アフリカ共和国などの南半球の産地にも輸入先が広がっている。なお、小規模な業者も含めるとワインの輸入会社は無数に存在し、競争は激しいが、それは逆に高級シャトーワインから、安価な産地のものまで台湾市場のニーズが多様化しているからといわれている。

本レポートに関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
農林水産・食品部 農林水産・食品課

〒107-6006
東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
TEL：03-3582-5186

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益を被る自体が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。